

新潟地方裁判所委員会（第22回）議事概要

- 1 日時 平成23年6月23日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
草野真人，齊藤浩一，佐藤 明，瀧澤龍顕，竹内哲郎，辻澤広子，角田正紀，藤井俊郎
（欠席委員 大西秀明，高橋 姿，錦織 聖，山田 寿，四ツ谷有喜）（五十音順・敬称略）

4 全体概要

- (1) 新委員からの自己紹介
- (2) 新委員長の選出（互選）
- (3) 意見交換
裁判員制度について
民事調停制度について
裁判所における節電対策について

5 意見交換の概要

- (1) 新潟地裁における裁判員裁判の審理状況等について，藤井委員及び事務局（刑事首席書記官）から以下のような説明がされた。

新潟地裁における裁判員裁判の実施状況について，現在までに起訴されたのは26件（被告人数では36人），うち既済事件は20件（被告人数では23人）である。裁判員の職務従事日数は，最長で12日間，最短で3日間であった。

裁判員等選任手続後，審理に入る前に期間を空けるか否かについては，どちらがより裁判員の方の負担が少ないかについて，今後も事件ごとによく見極めながら考えていく必要があると感じている。

起訴されてから第1回公判期日までに時間がかかると，裁判での証人の記憶の劣化等の問題があるため，公判前整理手続をいかに手際よく進めていくかが今後の課題である。

主な意見交換は，以下のとおり

【学識経験者委員】

裁判員裁判後の記者会見で裁判員の方が話をされている様子を報道で見ている，守秘義務との関係で問題はないのか疑問を感じたことがあったが，その点についていかがか。

【裁判官委員】

公開の法廷で行われたことや感想をお話しいただくことは問題ない。評議の中で誰がどのような発言をされたのかという評議の内容については，公にされてしまうと今後自由な意見交換ができなくなってしまうので，お話しいただかないようお願いをしている。これまでのところ，守秘義務の点で問題が生じたことはないと認識している。

【学識経験者委員】

各企業は裁判員裁判に要する日数を一般的に3,4日と想定して裁判員休暇を用意していると思われるが、裁判員裁判に要する日数がそれ以上かかることになると、休暇を取得して裁判所に来ている裁判員の方々は大丈夫なのか。

【裁判官委員】

争点が複雑な事件については、評議の日数を長めに設定するようにしているが、裁判員候補者の選定手続の段階でどの程度の日数がかかるのかを見極めるのが難しい事件もある。

【学識経験者委員】

裁判員の方は、評議で使用した資料を持ち帰ってはいけないのか。

【裁判官委員】

お持ち帰りいただかないようお願いしている。

【学識経験者委員】

裁判員裁判が終了した後、どのような形で裁判員の方の心のケアを行っているのか。

【裁判官委員】

最高裁判所が設けているメンタルヘルスサポート窓口の連絡先を御案内している。

- (2) 民事調停制度について、事務局（新潟簡易裁判所庶務課長）から以下のような概説がされた。

民事調停制度の目的

当事者の互譲により条理にかなない実情に即した解決を図ること。

民事調停制度の特色

簡易な手続で利用しやすく、申立費用も訴訟手続に比べると低廉であること。

また、調停主任となる裁判官1人及び一般市民から選ばれた民事調停委員2人以上で構成される調停委員会が主体となり行うこと。

新潟簡易裁判所における民事調停の現状

調停全体の事件数について、平成19年度以降は減少傾向にあること。

主な意見交換は、以下のとおり

【弁護士委員】

調停は、一つの解決手段であるので、そのことをもっと市民の方に理解してもらうことで、利用される方が増えるのではないかと思う。

【学識経験者委員】

もっと制度そのものを宣伝する等の広報活動をしてみてはどうかと思う。

- (3) 裁判所における節電対策について、事務局（会計課長）から説明があり、各委員から各組織における節電対策について紹介がされた。

6 次回期日

平成23年11月（具体的な開催期日については日程調整の上決定予定）